

## 入札説明書

この入札説明書は、平成 29 年 2 月 15 日付け平成 29 年北海道告示第 10140-7 号により公告した一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

北海道知事 高橋 はるみ

### 2 入札に付す事項

#### (1) 契約の目的の名称

平成 29 年度道立病院医師事務作業補助の業務に係る労働者派遣 1 時間当たりの単価

#### (2) 数量

調達予定数量 22,599 時間(1 日あたり 7.75 時間で 12 人)

派遣先及び人数については、(3)イのとおり

#### (3) 契約の目的の仕様等

##### ア 業務内容

診断書などの文書作成補助

診療記録への代行入力

医療の質向上に資する事務作業

行政上の業務

その他医師事務作業補助に関する業務

##### イ 就業場所及び派遣人数

就業場所 (所在地)	派遣人数
道立江差病院 (檜山郡江差町字伏木戸町484番地)	2人
道立北見病院 (北見市北7条東2丁目2番1)	2人
道立羽幌病院 (苫前郡羽幌町栄町110番地)	1人
道立緑ヶ丘病院 (河東郡音更町緑が丘1番地)	1人
道立向陽ヶ丘病院 (網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号)	1人
道立子ども総合医療・療育センター (札幌市手稲区金山1条1丁目240番6)	5人

##### ウ 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

なお、この契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

##### エ 就業日

カで規定する休日を除く全日

##### オ 就業時間

(ア) 午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 まで(休憩時間：午後 0 時 00 分から午後 1 時 00 分まで)

(イ) 緑ヶ丘病院においては、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(休憩時間：午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分まで)

(ウ) 時間外の就業がある場合は、1日4時間、月45時間、年360時間を限度とする。

#### カ 休日

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日(①及び②に掲げる日を除く。)

#### キ 派遣する労働者の要件

- ① 伝染性感染症に罹患していないこと、または罹患の疑いのないこと。
- ② 医療事務または医師事務作業補助の経験者であること。
- ③ 医師事務作業補助体制加算の施設基準に規定されている研修を、派遣開始後3ヶ月以内に受講させること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成29年北海道告示第10140-6号に規定する平成29年度道立病院医師事務作業補助の業務に係る労働者派遣契約に関する資格を有すること。

### 4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年2月15日から平成29年2月22日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室

(送付による場合は、郵便番号060-8588 北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室)

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 5 契約条項を示す場所

北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室

### 6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎6階 1号会議室
- (2) 入札日時 平成29年3月1日 午前10時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

### 7 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

### 8 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、またこれに代える国債、地方債その他知事が确实認める担保を提供すること。ただし、財務規則第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者には、この限りではない。

### 9 送付による入札の可否

認めない。

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 その他

### (1) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### (2) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

### (3) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から排除する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

### (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

### (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-204-5233

### (6) 前金払

前金払はしない。

### (7) 概算払

概算払はしない。

### (8) 部分払

部分払はしない。

### (9) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

### (10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

### (11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

### (12) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が契約の締結後に中小企業信保法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

### (13) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。